

# レンタサイクル事業者の皆様へ

※有償無償にかかわらず、自転車の貸出しを行っておられる事業者様はすべて対象です。

## 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の御紹介



### レンタサイクル事業者認定制度ってなに？



自転車保険の加入や利用者へのルール・マナー周知啓発の実施等、一定の要件を満たしていただいている事業者を、京都市が認定する制度です。



### 認定されるとどんなメリットがあるの？



- ・京都市のホームページやSNS等で積極的に認定レンタサイクル店一覧などの情報を発信します！
- ・認定事業者には、京都市から認定証と自転車貼付ステッカー、京都市作成の自転車観光リーフレット（日・英・中・韓）を配布します。

## ～認定の主な要件・申請方法等～

### ○ 応募資格（主な認定要件）

- ・自転車保険に加入していること（★保険証書等の写し）
  - ・自転車安全整備士による定期点検を実施していること（★自転車安全整備士証の写し、★点検記録簿の写し）
  - ・乗車用ヘルメットを備え付けていること
  - ・利用前に自転車の交通ルール・マナーを説明していること（★使用している啓發文書（日本語版、英語版））
  - ・自転車に店舗名及び連絡先を記載していること（★自転車の写真）
  - ・英語での対応が可能であること など
- ★…申請時に申請書とともに御提出いただく添付資料

申請お待ち  
しています！



認定ステッカー

### ○ 認定期間

認定日から3年間

（以後、3年ごとに更新手続きが必要です。）

### ○ 申請方法等について

詳細は「京都市サイクルサイト」の「レンタサイクル事業者認定制度」のページを御確認ください。

京都市サイクルサイトでは、認定レンタサイクル店検索のほか、駐輪場検索、自転車のルール・マナー等、自転車に関する情報が充実！

👉 詳細は「京都市サイクルサイト」で検索！

京都市サイクルサイト

検索



京都市  
CITY OF KYOTO

# 利用者への自転車ルール・マナーの周知・啓発 に御協力をお願いします

安心・安全な自転車観光の推進のため、観光客の方をはじめとした利用者への自転車ルール・マナーの周知・啓発に御協力をお願いします。

## ★ 迷惑駐輪の防止について

- ※ 利用者が迷惑駐輪を行わないよう貸出時に十分な御説明をお願いします。
- ※ 万が一、利用者により自転車が放置された場合に自転車の所有者が分かるよう、レンタサイクルの車体に、「店舗名」及び「連絡先」を明示していただきますよう、お願いします。
- ※ レンタサイクル事業者様及びその他自転車貸出事業者様において迷惑駐輪の事実を把握された場合は、速やかに御対応いただきますよう、お願いします。
- ※ 利用者へは駐輪場を御案内ください。

駐輪場検索はこちらから → 駐輪場Navi  
(京都市サイクルサイト)



## ★ ヘルメット着用について

- ※ 道路交通法の改正に伴い、令和5年4月から全年齢で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されております。レンタサイクル事業者様及びその他自転車貸出事業者様においても、利用者の方の安全確保のために、ヘルメットの着用について御案内ください。
- ※ その他自転車ルール・マナーについても、京都市サイクルサイトで御確認のうえ、利用者へ御説明ください。

## ★ 自転車損害賠償保険（自転車保険）への加入について

- ※ 京都市では、平成29年10月から自転車貸出事業者の自転車損害賠償保険加入を条例により義務化しています。レンタサイクル事業者様及びその他自転車貸出事業者様におかれましても、必ず加入いただきますよう、よろしくお願いたします。
- ※ 具体的な保険加入等の御相談は、本市及び京都府が共同で設置している以下のコールセンターにお問い合わせください。

【きょうと自転車保険専用コールセンター】

0120-670-022

<午前9時～午後6時（土日祝及び年末年始を除く）>

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）については、京都市内でも観光客等を中心に利用されています。観光客等に自転車を貸し出す際は同じ場所を走行する（特例）特定小型原動機付自転車の走行に十分注意するよう、自転車のルール・マナーと併せて周知啓発をお願いいたします。

### 特定小型原動機付自転車 （いわゆる電動キックボード）について

令和5年7月1日に、一定の要件を満たす電動キックボードに、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されました。

- ヘルメットを着用しましょう（努力義務）。
- 16歳以上であれば、運転免許がなくても乗ることが可能です。
- 車道の左側走行が原則です。
- 電動キックボードのうち「特例」原付は、最高速度表示灯を点滅のうえ、歩道走行可能です。
- 「特例」原付で車道から歩道に入るときは、一旦停止し、最高速度表示を点滅（6km/h）に切り替えてから走行します。

